

# 12月定例会

(11月28日～12月8日)

この定例会では、町長提出議案は、子ども誰でも通園制度に関する条例、国保税条例一部改正、補正予算など18件で、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

また、議員提出議案の女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書1件についても、原案のとおり可決されました。なお、各議案の審議結果については、5ページの表のとおりです。

## 主な議案をピックアップ

議案 第63号 島山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

全員賛成

町内で「子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」を行う事業者が順守すべき職員配置や設備基準を定めました。

＜子ども誰でも通園制度とは＞

【対象者】	●保育所等に通っていない未就園児 <b>6ヶ月～2歳児対象</b>
【利用方法】	●月10時間の枠内で <b>時間単位</b> で柔軟に利用可能
【メリット】	●保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消につながる ●他の園児との触れ合いを通じ子どもの成長を促す

子ども誰でも通園制度は  
令和8年度からはじまります!



ひばりゆりかこ保育園の園庭

議案 第66号 島山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

全員賛成

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、令和9年度の埼玉県内保険税率の準統一に向け、県が示す標準保険税率へと段階的に近づけていくこととし、保険税率の改定を行うもの。

【引上げ理由は】

国民健康保険事業の安定的な運営のため

- ①埼玉県は、令和12年度に県内市町村の保険税水準の完全統一を目指しているため。
- ②後期高齢者医療保険制度への移行の増加などにより被保険者数が減少し、国民健康保険税収入の減少
- ③被保険者一人当たりの医療費が上昇

県内統一に向け、  
国民健康保険税を見直します

### 【賛成討論】

今回の改正は、国保加入者には支払い負担増となるが、国民健康保険制度は国民皆保険の基盤であり、それを維持していく上で必要な最小限度の引上げと考え、苦渋の選択として賛成する。  
(清水)

国保税の引き上げに胸が痛むが、反対できない。

令和9年度の準統一までに2段階で税率が上がる。早い段階での情報提供、激変緩和措置の研究など、町民の理解を得るために努力して頂きたい。  
(野田)

議案 第73号 島山町国民健康保険特別会計  
補正予算（第2号）

賛成多数  
で可決

歳入歳出それぞれ1727万9千円を追加し、  
補正後の予算総額は18億6861万3千円となりました。

歳入	補正額	歳出	補正額
国庫補助金	105万9千円	徴税費	105万9千円
財産運用収入	103万6千円	出産育児諸費	50万円
他会計繰入金	33万3千円	基金積立金	103万6千円
基金繰入金	1485万1千円	償還金、還付加算金	1468万4千円

### 【反対討論】

子ども・子育て支援事業のためのシステム改修費があるが、子ども・子育て支援を拡充することは、重要なことであり、必要なこと。しかし、医療ではない子ども子育て支援金費用を医療保険制度の枠で徴収するのはおかしい。国民に負担増を強いる前に、社会保障予算を拡充すべき。  
(野田)

